

# 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 5 月 8 日（月）第3311号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 告 示

○平成29年度毒物劇物取扱者試験公告 (薬務課取扱い) 1

## 告 示

### 平成29年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により，平成29年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 試験の日時

##### (1) 試験の期日

平成29年 8 月 8 日（火）

##### (2) 試験の時間

午前10時から正午まで

#### 2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）

#### 3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規
農業用品目毒物劇物取扱者試験		2 基礎化学
特定品目毒物劇物取扱者試験		3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

#### 4 受験資格

制限はない。

#### 5 試験手数料

10,700円

## 6 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。）

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

## (2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

## 7 提出書類等の受付期間

平成29年6月12日（月）から同月23日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，平成29年6月23日の消印のあるものまで受け付ける。

## 8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，92円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は，平成29年9月8日（金）午前10時から午後5時15分までの間，鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

## 10 その他

(1) 試験についての照会は，鹿児島県保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ），氏名及び生年月日の欄は，戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は，必ず書留郵便によるものとし，封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は，受験願書を受理した後，受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。